

○福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査に関する条例

〔平成28年3月29日〕
〔条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づく福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の設置その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(手数料)

第9条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による写しの交付に係る手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の写しの交付において、別表に掲げる開示の種類及び金額によりがたい場合は、実費用相当額を手数料として徴収するものとする。

3 前2項の手数料は、前納とする。

4 管理者は、経済的困難その他特別の事由があると認めるときは、第1項及び第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

事 務	区 分	手数料
行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒刷り	1枚につき 10円 (用紙の両面に印刷されたものについては、片面を1枚として算定する。この項及び次項において同じ。)
	多色刷り	1枚につき 20円
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用した交付	用紙の片面に複写し、又は出力するとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき 10円

行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒刷り	1 枚につき 10 円
	多色刷り	1 枚につき 20 円
	電子情報処理組織を使用した交付	用紙の片面に複写し、又は出力するとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円